

環境社会配慮助言委員会 第145回 全体会合

日時 2023年2月10日（金）14:00～15:35

場所 JICA本部2階229会議室及びオンライン会議

（独）国際協力機構

助言委員

東 佳史	立命館大学政策科学部・大学院 教授
阿部 貴美子	実践女子大学人間社会学部 非常勤講師
石田 健一	元東京大学 大気海洋研究所 海洋生命科学部門 助教
小椋 健司	元日本高速道路インターナショナル株式会社 プロジェクト担当部長
貝増 匡俊	神戸女子大学 家政学部 家政学科 准教授
源氏田 尚子	公益財団法人 地球環境戦略研究機関 (IGES) 東京サステイナビリティフォーラム フェロー
鋤柄 直純	一般財団法人 自然環境研究センター 研究本部 研究主幹
鈴木 和信	日本大学 国際関係学部 教授
田辺 有輝	特定非営利活動法人 「環境・持続社会」研究センター (JACSES) 持続可能な開発と援助プログラム プログラムディレクター
谷本 寿男	元恵泉女学園大学 人間社会学部 教授
寺原 譲治 (※)	城西国際大学 観光学部 教授
錦澤 滋雄	東京工業大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 准教授
長谷川 弘	広島修道大学 人間環境学部・大学院経済科学研究科 教授
林 希一郎	名古屋大学 未来材料・システム研究所 教授
原嶋 洋平	拓殖大学 国際学部 教授
松本 悟	法政大学 国際文化学部 学部長・教授
山岡 暁	宇都宮大学 地域デザイン科学部 教授
米田 久美子	一般財団法人 自然環境研究センター 研究本部 フェロー

敬称略、五十音順

(※) 会議室参加

JICA

馬杉 学治	審査部 次長
小島 岳晴	審査部 環境社会配慮監理課 課長
高橋 暁人	審査部 環境社会配慮審査課 課長
西井 洋介	東南アジア・大洋州部 東南アジア第五課 企画役
小井手 聡太	南アジア部 南アジア第一課

14:00開会

○小島 助言委員の皆さん、本日も参加いただきまして、ありがとうございます。審査部の小島でございます。ちょうど今時間になりましたが、いつもの注意事項から述べさせていただきます。一律ミュートにさせていただいておりますので、ご発言の際はミュートを外してから発言していただくようお願いします。

あと逐語録を作成する関係で、必ずお名乗りいただいた後、指名をお待ちいただくようお願いいたします。

質問やコメントにつきましては、チャット機能を利用させていただいてもいいんですけれども、できるだけ簡潔にお願いしたいと思います。いつも大体がJICAに対する質問が中心だと思います。私たちもそのつもりで皆さんの質問を聞いていますので、事業部とか調査団とか、そこは気にしなくても結構です。ただ、今日は助言案について議論いただくことになっていきますので、助言委員に対する質問の際にはそういうふうに言っていただくと、議事が円滑に進むと思います。ご発言が終わりましたら、以上ですというふうに述べていただいて、回答を待っていただくということでお願いしたいと思います。

私たちのほうでも、発言が重複するとどっちも聞こえなくなってしまうので、お控えいただけると助かります。

あと今日なんですけれども、東京では大雪警報が出ているというところがございます。夕方にかけて激しくなるというような予報も出ています。きちんと議論していただくことは重要なんですけれども、円滑な議事進行にご協力いただければと思います。

事務局と、今日は寺原委員が本部に来ていただいているほか、調査団の皆さんも本部に出て対応している状況なので、ご協力いただければと思います。

いつもの注意事項は以上にさせていただきます、早速ですが、委員長に議事をお譲りしたいと思います。

では、原嶋委員長、お願いします。

○原嶋委員長 原嶋ですけれども、音声入っていますか。

○小島 はい、よく聞こえます。

○原嶋委員長 それでは、改めまして、第145回のJICA環境社会配慮助言委員会の全体会合を開催させていただきます。よろしくお願いします。

それではお手元に議事次第をお配りいただいていると思いますので、そちらのほうに従っていきますけれども、本日は、私のほうで承知している限りでは、阿部直也委員、柴田委員、二宮委員がご欠席と伺っています。あと先ほどありましたけれども、寺原委員が会議室からのご参加、あと松本委員が若干遅れてのご参加というふうに承知をしております。よろしくお願いします。

それでは、早速、今お手元の議事次第の開会が終わりましたので、ワーキンググループのスケジュール確認ということで、今画面に出ておりますけれども、もし何かご都合が悪い、あるいは逆に参加したいというのがありましたら、後ほど事務局のほうにご連絡いただければと思いますけれども、何かここで重要な点がありましたら、ご発言を頂戴しますので、サインを送ってください。

事務局からよろしくお願いします。

○小島 ご覧になってわかるとおり、年度内の予定を確定しております。年度明けからは、特に学

校で教鞭を執られている先生方におかれましては、授業の予定などが入ってしまう可能性があるか
と思います。後ほどメールで伺いますが、例えば月曜日はもう難しそうだとか、金曜日は難しそ
うだというようなことがあれば、お知らせいただくようお願いしたいと思います。今年度のものは把
握しているつもりですけれども、年度が替わるとご予定も変わる可能性があるというところで、改
めてお願いします。

小島から以上です。

○原嶋委員長 いずれにしましても、今画面にあるものについてはそれほど遅くない時間の範囲内
で、何か変更があれば事務局のほうにご連絡ください。

それでは、ワーキンググループのスケジュール確認は終えまして、3番目のワーキンググループ
の会合報告と助言文の確定ということで、本日は2件予定しております。

1点目が、今画面にありますけれども、フィリピン国のダルトンパスの東代替道路のドラフトフ
ァイナルレポートの案件で、この案件につきましては私が主査となりましたので、私のほうからご
報告させていただいたうえで、ほかの委員の皆様からご意見を頂戴したいと思いますので、引き続
き、私のほうからお話しさせていただきますので、よろしくお願いします。

本件、1月30日にオンラインでワーキンググループが開催されました。参加の委員は阿部貴美子
委員、石田委員、源氏田委員、柴田委員、そして私でございます。

画面を映していただいて、本件約30km弱の道路で、途中トンネルを数か所設置するということ
と、さらに問題は、助言にもありますけれども、保護区を利用せざるを得ないという条件があって、
ガイドライン及びそれに関連する文書で示されている5条件についての、例外的に保護区を利用す
る場合の5条件についての厳密な説明ということを求めてきたということでもあります。

それをもちまして、今画面には4つの助言がまとまっております。一つ目は、これは今回はスコ
ーピングということではなくてドラフトファイナルレポートの段階ではありますけれども、道路の
ルート案の代替案検討において、計画・技術・自然環境、社会、経済、こういった項目の重みづけ
について、さらに詳しい説明をドラフトファイナルレポートにしっかり書いてほしいということで
ございます。

2点目が自然環境に関わるところで、この地域ではランの一種であるとか、ラフレシアなどの希
少種が生息しているということでありまして、実際の調査ではまだこれらのものの確認が取れてい
ないようですけれども、もしこういった希少種が確認された場合には、必要な保全措置をお願いす
るように実施機関に申し入れてほしいということでございます。

3つ目は、先ほど申し上げましたとおり、本件保護区が周辺にもあるということと、地形的な問
題から、ここのPCWFRと頭文字で略しておりますけれども、この保護区を利用せざるを得ないとい
うことの結論に至っております。先ほど申し上げました例外的に保護区を利用する5条件につ
いては厳密な説明をいただいております。それをもっても、やはりこの保護区の目的が水源の開発、
あるいは改善ということでもありますので、やむを得ず利用せざるを得ないということであっても、
こういった保護区の目的が損なわれないようなモニタリングについてしっかりお願いしたいという
ことと、加えて水利用や水源の状況に影響が及ぶようなことが確認された場合には、必要な措置を
取るよう実施機関に申し入れるということを助言として加えております。

本件は道路でありますけれども、この道路に事実上一帯のものとして、森林伐採に伴う再植林地、

あと土石流対策のダム、あと土捨場、そして送電線の設置が予定されております。こういった再植林地やダムの建設地、土捨場、送電線の設置場所については、今後の設計の中で決まっていくようでありますけれども、こういったものを開発における環境社会影響についても適切な配慮をするようにということで助言を加えております。

助言については以上の4点でございまして、続きまして、論点についても説明させていただきます。

画面のほうはよろしいでしょうか。

論点について、ワーキンググループでの議論の中で多様な意見、そして議論に時間を費やした項目として4つをまとめております。一つ目は代替案の検討ということでありまして、この代替案の検討において、各項目についてどう評価するかということとはしばしば議論になってきている問題でございます。特に本件の場合は、代替案の各ルートにおいて自然環境を評価する際に、どうしても最終的には単純に評価づけをしていくわけですが、一方で自然環境というのは様々な複雑な要素が複雑に絡んでおりますし、なかなか定量的にも評価しにくいということでありまして、そういった背景で自然環境、生態系への影響に関して、森林の通過延長などを含めて様々な自然環境・生態系の評価指標を総合的に、あるいは追加的に検討していく必要があるんじゃないかというご指摘がありました。この点については、今後、代替案の検討の際に、特に自然環境は単純に評価されがちなどころではありますけれども、そういった単純な評価によって見逃してしまうことがないような配慮ということについて、またご議論いただきたいと思います。

2番目が代替植林のモニタリングということで、先ほど申し上げたとおり、本件では開発に際して森林の伐採を行います。それに代替するものとして再植林をするということになっております。一方で事業のモニタリングについては、JICAの言わばルール上といいますか、規定上、供用開始後2年間モニタリングをするけれども、それ以降については事業実施の主体に委ねることになっています。ただ、代替植林については苗木が成長していくということ、これが定着していくということを考えていきますと、この2年間というモニタリングだけでは足りるとは言い難い面もあって、特に生き物でありますので、植林そのものは長期的に定着しない限り実質的に効果がないわけでありますので、代替植林のモニタリングについて、従来の規定だけではない配慮なども検討していく必要があるんじゃないかというような問題提起はされています。

3番目が女性の職業グループに関してでありまして、ここにもあるとおり、生活を主にアンペイドワークに費やしている既婚の女性については、housewivesに分類するにとどまらず、アンペイドワークが経済的に評価されないために不利益を被らないよう配慮する必要がある。あるいはhousewivesという分類に該当する女性も副業などから収入を得るような場合もあるようですね。こういったことについて配慮していく必要があるという問題提起がされています。

あと4番目がFPICでありまして、今回の案件は以前のガイドラインということで、このFPICのCはConsultationでありますけれども、本件現地の国ではFPICのCがConsentの手続が適用されているということで、同じFPICでもConsentとConsultationということで違いがあるということに加えて、本件のいろいろな手続の中で事業変更が一部行われたことがあって、現地でのFPIC、Consentの手続のやり直しなどを求めるような意見もありました。実際、報告書を拝見した段階で若干その辺が整理されていないような印象もありましたので、いろいろ議論をさせていただきました。現地では

現地のルールに従った手続が漏れなく進められているということが確認されておりますけれども、今後も二つのFPIC、これはガイドラインが今後変わってきましたので、当面JICAのほうのガイドラインでも二つのガイドラインが存在してきますので、FPICが二つ存在するということと、あと現地国のルールというのがまたありますので、若干FPICの手続について今後は複雑な面がありますので、こういった面も今後ご配慮いただきたいということで、論点として挙げております。

以上、助言と論点ということで、ワーキンググループにご参加いただいたほかの委員の皆様で、阿部貴美子委員、源氏田委員、そして石田委員ですか。柴田委員は今日ご欠席と伺っていますので、もし何か補足や追加があればご発言ください。

阿部貴美子委員、石田委員、源氏田委員、いかがでしょうか。

石田委員はまだですね。源氏田委員、阿部貴美子委員、いかがでしょうか。

○源氏田副委員長 特にありません。ありがとうございました。

○阿部（貴）委員 特にはございません。ありがとうございました。

○原嶋委員長 それでは、ワーキンググループのほうからご説明させていただいた助言文、そして論点につきまして、ご意見等ありましたら、サインを送っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

米田委員、お願いします。

○米田委員 ありがとうございます。JICAへの質問というか確認なんですけれども、保護区についてです。

助言の3番の中で、このPCWFRのところで、最後に括弧の中で保護区というふうに書いておられます。回答表の中で、委員からJICAに質問があって、その回答で、JICAとしてはPCWFR自体は、水源開発・改善が目的なので、自然保護のための保護区ではないというふうに認識するというご回答があったと思います。ただ、その水の水源確保とかそういう問題というのは、広い意味で生態系の機能とか、生態系サービスといわれるような、そういうものであって、それを守るということは自然保護の一つであるというふうに認識できると思うんですけれども、そのあたりの認識をもう一度JICAに確認したいと思ったんですが、いかがでしょうか。

○原嶋委員長 JICAのほう、いかがですか。西井さん、お願いします。

○西井 今確認します。

お待たせいたしました。米田委員、ありがとうございます。

保護区の言葉の使い方、若干ややこしくて大変恐縮ですが、フィリピン政府の中のルールとして、このPCWFRというのは、水資源の開発・改善を念頭に置いた保護区という位置づけになっています。フィリピン政府の中の整理です。

ただ、今申し上げたとおり、その開発・改善というところも含めた仕切りということでして、JICA助言案に対する回答の中では、JICAガイドラインの定義に照らしますと、厳密な意味でいうとJICAガイドライン上の保護区には当たらないのではないかとということで回答をさせていただきました。

ただ、いずれにせよ、ご指摘のとおり、そもそもの目的がきちんと水源が守られた開発をするという趣旨ですので、前述の整理にかかわらず、その趣旨に照らして適正な開発ができるかどうかということで、5条件に照らした確認を進めさせていただいた次第です。

○原嶋委員長 米田委員、いかがですか。

○米田委員 そういう意味だろうなというふうに理解しました。とりあえず今回はこれでよしとしますが、JICAのその保護区の定義の中であまり具体的に、自然保護を目的としたということ以上にあまり詳しく書いていないんですけれども、生態系の機能の保全・保護というものも自然保護に入るといふ、これは個人的な意見としてそういうことを申し上げておきたいと思います。

今日のところは以上です。ありがとうございました。

○原嶋委員長 田辺委員が先だったような気が、田辺委員、お願いします。

○田辺委員 2010年のJICAガイドラインのFPICは、ご指摘のとおりConsultationなわけですが、そのConsultationを通じて合意が得られるように努力をするということがガイドライン上は規定されているので、現状、合意が得られていない状況だけれども、その合意が得られるような努力を続けているかどうか、環境レビュー上は継続して確認していくという立場で良いかどうかというのを、JICAに確認したいと思います。

○原嶋委員長 JICAのほう、お願いします。

○高橋 田辺委員のご質問についてお答えさせていただきます。ご指摘の通り、ガイドラインの規定を踏まえ、合意を得る努力を継続していく対応を取る方針と認識しております。

○原嶋委員長 田辺委員、いかがですか。

○田辺委員 環境レビューのシートが今後出てくるかと思いますが、その点しっかりとご記載いただければと思います。

以上です。

○原嶋委員長 錦澤委員、お願いします。

○錦澤委員 今のFPICの点なんですけれども、一つは旧ガイドラインと現在のガイドラインで、私はどういう変更があったのかというのをもう一回確認したんですけれども、旧ガイドラインのほうでも自由な事前の協議を通じて、当該先住民族の合意が得られるよう努めると書いてあるので、新しいものと表現は違うんですけれども、実質的には変わっていないという、そういう理解でいいかという確認が1点と、それから今回のこの論点で、FPIC手続についての2段落目のところなんですけれども、フィリピン側のFPICには継続協議の仕組みがないということが書かれているんですけれども、この説明にちょっと違和感がありまして、これは事業計画が変更があったので、そもそもその合意ということ自体が成り立つのかなというところが問題になるように思うんですね。

ですので、FPIC手続自体は一旦合意が得られて終了しているので、協議が継続するということ自体があり得ないように思うんですが、ですのでそういう意味では、ここでフィリピン側のFPICでその手続をやり直すような仕組みがないという説明であればわかるんですけれども、継続協議の仕組みがないという理由はおかしいかなと思います。例えばアセスメントなんかで、アセスの場合も事業計画が大きく変更した場合は、もう一度、例えば評価書をやり直すとか、どちらかというところと遡及してやり直しという形になるはずなので、そういう手続があるかどうかという問題のように思うんですね。

この点について、こういう説明でいいのかどうか確認してください。お願いします。

○原嶋委員長 JICAのほう、お願いします。

○小島 1点目のご質問につきまして、ガイドラインの改定の経緯も踏まえた話だと思いますので、

私から説明させていただきます。

ConsentとConsultationの違いというところだと思います。これは世銀など、ほかのガイドラインもそうだったんですけれども、Consultationだけだと説明しておしまいというようなふうに取りられる可能性があるのも、世界的な流れとして、ここのCはConsentというような言葉を使うようにというのを踏まえてガイドラインが改定されたと認識しております。

ただ、このConsentという言葉も影響を受ける方々100%がConsentなのかということ、そうではないというのが私たちの理解でございます。なので、説明してそれでおしまいというわけではないし、全員から理解を得るというわけではないけれども、できるだけ影響を受ける先住民の皆さんにConsentを取るというのが考え方です。

Consultationという言葉を使っていた前のガイドラインにおいても、Consultationという言葉どおり、説明しておしまいというような対応は取っていなかったと私たちは考えていますので、実質的にはほぼ一緒というふうに思っていていいです。ただ、実態と合わせるためにもConsentという言葉に、私たちのみならず、各ドナーの方々もそういう言葉を使っているというところがございます。

なので、曖昧さは残るんですけれども、やはり合意をできるだけ取るというところは共通認識として運用されているという理解でございます。

以上でお答えになっていればと思います。

後段の質問については、事業部のほうからお答えしたいと思います。

○西井 後段の質問に関して回答をさせていただきます。

まず、今回の事業計画の変更に関してのフィリピン政府内での認識ですが、フィリピン政府内では今回の変更は、案件の変更とは認識していません。車線数の変更等が生じていますが、もともと計画されている取得用地にも変更はありませんので、フィリピン政府内の認識としましては、事業計画が当初の計画から熟度を上げるにつれ、多少の微調整がされたということです。事業が新しくなったという認識がまず大前提としてないという状況です。

その中でFPIC、フィリピン側のConsentのほうのプロセスですが、フィリピンのルールにのっとってプロセスを踏んでFPIC手続が実施され、それが完了され、承認されたというステータスまで至っているというところですので、そもそも事業が変わったという認識がない中で、それをやり直すという発想をしなければいけないというルールもないということとなりますし、今回コメントがあるところに関しても、既に承認されたものに対して、継続的に実施をしなければいけないというルールがないということになっています。

一方で、我々のJICAのガイドライン上のFPICの話になりますと、住民からそういう声が出てきているという事実がありますので、JICAのFPICのプロセスとして、継続的に協議は進めていくということで補完的な対応をさせていただくことを考えている次第です。

回答になっていれば幸いです。

○原嶋委員長 錦澤委員、いかがですか。

○錦澤委員 一つ、ここで事業計画が変更されているためと書かれている、これは具体的に疑義が出てきたという、こういった変更について、こういった疑義が出ているのかというのは念のため確認したいということと、今のご説明だと、ここで書かれている事業計画が変更されているため、や

り直しを求める意見があるというふうに書くと、今ご説明いただいたのとはちょっと違う。ここで書かれていることと今のご説明は若干整合していないように聞こえたんですけれども、いかがでしょうか。

○西井 整理させていただきますと、ここに記載させていただいているのは、実際のその先住民の方のコメントとして、彼らが言うところの事業計画が変更されているという、彼らの認識です。これは必ずしもフィリピン政府の認識とは整合しているものではありません。彼らが言う事業計画の変更というものが、具体的に言いますと、例えばトンネル数が一つから二つに増加した、あるいは車線数が2車線だったのが4車線に増加した、あるいは工事用仮設施設の場所が変わったとか、どちらかというとフィリピン政府の中の認識としては、事業計画の詳細が詰まっていく中でのスコープの微調整の範囲だということです。その様なフィリピン政府の認識の範疇のものを、住民としては、いろいろ説明を受けていく中で、計画の変更があるんだから、事業計画の変更じゃないかという認識が示されたということです。

ですので、今の記載ぶりは、現地の住民の視線での記載ぶりとなっているところで、事業計画の変更という言葉が使われているということです。

○錦澤委員 わかりました。ありがとうございます。それで理解したんですが、その場合はちょっと誤解がないような表現にしておいたほうがいいかなと感じたのが1点と、それから、そうすると新たな問題点というか論点としては、FPICの合意を取り付けるタイミングとその事業諸元、事業の熟度ですね、そことの兼ね合いで、FPICの合意を取り付けるタイミングというのを、もう少し事業計画の諸元に合わせて調整するとかいうことが本来なら必要なのかとは感じたんですが、そこは何か法的な手続上、事前に取り付けないといけないという、何かそういった事情があったということなんでしょうか。

○原嶋委員長 西井さん、いかがですか。

○西井 今確認します。

お待たせしました。

フィリピン政府のルールですが、基本的に事業を始める前に、先住民の了解を取るという発想の下、FPICをしていると理解しております。ですので、そもそもこの地域で道路を造るという段階で住民の合意を取り付けるといふことの発想で合意を取っておりますので、例えば車線数ですとか、詳細の設計の中身に関してまでConsentを取るところは、そもそも発想としてないルールになっているかと思います。初期段階で道路を造るということで了解を取って、許可が得られれば、その詳細は実施機関に任せられるというのがフィリピンの基本的なルールだと認識しております。

今回、住民に改めて協議していますのは、どちらかというとJICAのFPICのプロセスにのっとって住民協議をしている経緯です。その中でこういう計画の変更が判明してきたため、先方から改めてこういうコメントが出されたという成り行きと理解しております。

このFPICのルールに関しましては、それこそフィリピン政府のルールですので、確かにプロセスの過程を改めてみたほうがいいというところはあるのかもしれませんが、政府のルール自体を変更させるという話になってきますと、なかなかハードルは高いのかなというのが正直なところでして、そこは我々としては、JICAのFPICプロセスの中で補完的な対応をしていくということでカバーさせていただければと考えている次第です。

○錦澤委員 ありがとうございます。わかりました。そういう意味でまさにこのJICAの中でのFPIC手続がセーフガードの役割を果たしているということで、引き続きフォローのほうをお願いできればと思います。ありがとうございます。

○原嶋委員長 錦澤委員からのご指摘はワーキンググループでも同じような議論がありまして、1点だけ申し添えれば、FPICでいうConsentというのは、世界銀行のセーフガードポリシーの説明書きにもありますし、先ほど小島課長からもご説明がありましたけれども、我々がイメージしているよりもかなり大づかみな合意でありますので、今後、合意というのはどういう状態で実現できたかということについては、JICAの事業においても経験を積み重ねながら、具体的にイメージを形づくっていく必要がある重要なご指摘だと思います。どうもありがとうございました。

続きまして、林副委員長、お願いします。

○林副委員長 助言の一番最後のやつを確認したいんですけれども、再植林とダム、土捨場、送電線、これは事業の中身の確認と、そうするとこの位置づけの確認に関係しているんですけれども、この4つについては、事業の中に位置づけられている外側のものという認識でいいということですね。だから環境社会影響もやってくださいという話というふうに理解しているんですが、それでいいのかと。

もしそうであるとすると、例えば土捨場、再植林地というのは、南のほうに今工事中の道路があったりするんですが、これは供用なものなのか、それとも今回のようにこれ用の独立したものなので、環境社会配慮的なものが独立にできると、そういうものなのか。これをぱっと見ただけでは少しわからなかったもので、教えていただけたらいいかなと思います。

以上です。

○原嶋委員長 西井さん、お願いしていいでしょうか。

ワーキンググループの委員のほうからのご指摘は、これらの開発というか工事については、今の段階では詳細な場所が決まっていないということがあって、具体的な環境社会配慮の評価は、今回のドラフトファイナルレポートの中にはなくて、今後探しますというような趣旨だったので、そこでトラブルが起きないように配慮をしてほしいと、そういった趣旨で助言を加えたということであります。

加えて、西井さん、ありましたら、お願いします。

○西井 ありがとうございます。原嶋委員長におっしゃっていただいたとおりですので、若干の補足にしかありませんが、まず1点目について、これらの項目が事業の中身かどうかということですが、内に含まれているという理解です。

今、委員長がおっしゃったとおり、再植林地に関しましても、この後、事業詳細計画の中で再植林計画が策定されていく中で、具体的な植林地を決めていくことになります。土捨場の場所に関しましても、現地の住民から、土地をならすために残土を有効利用したいというようなコメントも出ておりますので、具体的な土捨場に関しましては今後住民協議をしながら決めていくことになろうかと思っております。

ですので、具体的な場所が決まっていないということから、今回の助言をいただいた経緯と理解しています。

○原嶋委員長 林副委員長、いかがですか。

○林副委員長 ありがとうございます。これは原嶋委員長の判断なんですけれども、現在決まっていなかったというふうなのを最初に入れていただけると、環境社会配慮影響はこの委員会そのものなので、それを適切にやってくださいと言うと、何かやっていないのみたいに見えちゃうんですけれども、今後決まる、場所が現在決まっていなくてもいいけれども、そんな感じのが少しあると、将来場所が決まったときにはとか、そういうふうに一言入れていただけると、ああ、そうなんだなというふうにちょっと見えたかなと思ったんです。

○原嶋委員長 画面、いいですか。2行目の場所については今後決定されるが、これらにおける場所については、林副委員長、いかがですか。

○林副委員長 はい、オーケーです。

○原嶋委員長 こんな感じで、ほかの委員の源氏田委員、阿部貴美子委員、いかがですか。

○源氏田副委員長 異存ございません。

○阿部（貴）委員 異存ございません。

○原嶋委員長 先に続けてさせて、また後ほど意見がありましたらください。

鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員 助言案、論点にコメントは特段コメントはないんですけれども、1点だけ、事業部のほうに確認とお願いになりますけれども、事業部作成資料の中に、社会影響のところでアクションプランを先住民族計画（IPP）として作成するというふうにあるんですけれども、このアクションプランの作り方ですね、先住民の方々の現状の把握とか意見がどこまで反映されるのかなというのが少しだけ気になりました。

例えば質問表と回答欄の中の63番目の項目で、石田委員のほうから、漁業の記載がないようなコメントがある中で、JICAのほうの回答が、家庭内での利用に漁業をやっているということだけでも商業的な漁業は行われていましてと書いてあるんですけれども、商業的な漁業が行われていないから、じゃ、どうするのかのところが本当に住民の方々の伝統的なところも踏まえて、きちんとした形でアクションプランのほうに反映できるような形で、これからIPPが作成されることをお願いしたいなというふうに思いました。単なるコメントでございます。ありがとうございます。

○原嶋委員長 谷本委員、お願いします。

○谷本委員 今画面に出ております助言の3ですね。この中で3行目、今後工事中、供用開始後2年間にわたってモニタリングをしてくださいと。水利用や水源の状況を確認することを申し入れることとなっておりますけれども、道路の事業であれば、水利用や水源の状況への影響というのは常に発生すると思うんですが、本件の場合、特にこのような助言を入れたという特別な状況、理由というのはあるのでしょうか。このあたり、委員の方々にどのような議論をされたのか、教えていただければと思います。

以上です。

○原嶋委員長 後ほどお答えしますので。長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員 ありがとうございます。助言の代替案の一つ目と、それから論点の一つ目がちょうどリンクしているかなと思うんですけれども、委員の方にお尋ねしますけれども、一つ目の代替案の中には環境、それから技術と、いろいろなものについて二次基準で評価しているというふうなことがあるんですけれども、論点のほうには追加して、自然環境、生態系についてさらに評価をせよ

というふうな書きぶりなんですけれども、議論の中でいわゆる重みづけの中で、こういった自然環境、生態系への重みが軽過ぎるというふうなニュアンスの議論だったのか、あるいはそれとは別に二次基準として自然環境、生態系を別途二次基準を設けてやりなさいということだったのか。何かその辺の議論の在り方をもう少し補足的にいただけたらと思います。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。それでは谷本委員からいただいた件については、一番重要な点は2点ありまして、一つは先ほど申し上げたとおり、保護区を今回やむを得ず利用するというので、それだけこの保護区が水資源の改善ということがありましたので、それをセーフガードするという趣旨でのモニタリングをお願いしたいということに加えて、本件ではトンネルが保護区の中に造られることが考えられていたということでもありますので、とりわけこの水に関わるモニタリングを強調したという趣旨でございます。

次に、長谷川委員からのご指摘の点につきましては、特に自然環境について論点として挙げたということについては、今回、代替案における自然環境の比較が、主に通過の延長を中心に、確か道路の延長ですね、道路の長さを基準に考えられていたわけですが、柴田委員からは道路の延長だけで、自然環境へのインパクトの違いを単純に比較できるとは限らないのではないかと。結論を否定しているわけではありませんけれども、それ以外の様々な評価というのがあり得るので、その点についてどう考えているかというような趣旨のご質問があって、そのやり取りの中で、自然環境の評価を単純化するのは非常に難しい面も現実にはありますので、その狙いをどうやってつけていくかということが議論になったという趣旨で、あえて論点として強調したということでございます。

谷本委員、長谷川委員、いかがでしょうか。

○長谷川委員 ありがとうございます。

○谷本委員 よくわかりました。やはりトンネルということですね。了解しました。ありがとうございます。

○原嶋委員長 石田委員、どうぞお願いします。

○石田委員 今の点で、長谷川委員がおっしゃっていただいた点ですが、議論は二つあったと思います。一つは助言案のほうに、第1基準の配点区別は実際どうなっているんですかという議論がありました。調査団から得た回答では、確か英国の基準を参考にしながら、調査団のほうで考えて、かつ相手国政府に諮って相談して決めた。だから建設技術とあと経済効果で60でした。それから残りを環境社会だとかに割り振ったという感じになっています。

それと私の記憶の範囲なんですけれども、柴田委員がおっしゃっておられたのは、先ほどの原嶋委員長のお話に少しだけ追加させていただくと、道路延長だけで諮るにはあまりにも自然のいろいろな要素を落としているのではないかとというような趣旨だったように記憶しています。延長によって森が切りさかれるということじゃなくて、それによってほかの森が持っているいろいろな機能に対しても、もう少し詳細に検討すればいかがですかというようなことをおっしゃっておられたような気はしています。

以上です。

○原嶋委員長 源氏田委員、お願いします。

○源氏田副委員長 今の石田委員にちょっと追加です。柴田委員のご意見ですけれども、自然環境のところが道路延長で評価されているという状況なのですが、道路延長は自然環境のところだけではなくて、計画・建設技術というこちらの項目でも道路延長を使って評価をしていますので、この評価はダブっているんじゃないでしょうかという指摘がありました。それで、自然環境については道路延長というよりは森林といった形で評価したほうが良いのではないかという、重複を避けるというのは、そういう意味だったと思っています。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。いずれにしても代替案の検討は各事業において必ず行われていて、その中で経済性、あと環境があって、特に環境も自然環境と公害などありますけれども、自然環境を比較するというのは単純にはなかなか難しいということをほかの委員の皆様にもご理解がいただきたいという趣旨で、今回あえて論点としてこの1番目を挙げているという面がありますので、今の議論で全て尽くされているかどうかはわかりませんが、今後、代替案の検討の中でとりわけ自然環境の格付けというんですか、点数づけとか、○、×、△づけなどが行われていくと思いますけれども、それが十分に効果的な判断ができていくかどうかについては、今後ご留意いただきたいというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いします。

何か今の点でご意見がありましたら頂戴しますので、サインを送ってください。

JICAのほう、何かありますか。

○西井 こちらからは特段ございません。ありがとうございます。

○原嶋委員長 それでは、一応一通り、本件、一部助言を変えさせていただきました。論点のほう、高橋さん、FPICのところの錦澤委員からご指摘がありましたけれども、事業計画が変更されていると言い切ってしまうと誤解を招くのではないかということですが、事業の細部が変更されているとかいうふうにしたほうがよろしければ、そちらのほう、どうですか。事業計画そのものは変わってしまっていると、手続の少し誤解を招くということなんですけれども、高橋課長、いかがですか。

事業の細部とか、事業の設計の一部とか、何かちょっと軟らかい言葉にしたほうがいいような気もしないでもないんですけれども、高橋さん、何かご意見があれば。

○高橋 先ほどの西井さんの説明ですと、先住民族の認識としては事業計画が変更されているということと理解し、論点の記述について改めて検討いたします。

○原嶋委員長 事業計画が変わっていると言うと、錦澤委員がご指摘のとおり、手続をやり直す必要があるんじゃないかとか、そういった議論を引き起こしかねないということなんです。

○高橋 承知しました。それでは、ただ今今投影されているように、事業計画の一部と加えることで如何でしょうか。とりあえずの回答です。

○原嶋委員長 田辺委員、どうぞ。

○田辺委員 先ほど先住民族の認識として示すのであれば、やり直しを求めるという理解なので、一部変更してしまうのではなくて、変更されているとの認識から、というふうにしたほうがいいかなと思います。

以上です。

○原嶋委員長 変更されているんですよね、確かに。ただそれが大きいのか、全体を揺るがすようなことではないのかという、その違いなんですよね。

高橋さん、どうですか。今田辺委員からご提案があったのは、かなりテクニカルなご提案なので、ニュアンスを変えるというよりはちょっと。

○高橋 承知しました。フィリピン政府によるFPICの承認時は、車線数など事業の詳しい計画は未定の段階でFPICが承認されたものであり、同国政府としては後の段階で車線数の変更など事業計画に変更があったという認識は持っていないと伺っております。一方、ご指摘頂いた通り、先住民族の方々からすると、事業計画が変更されたという受け止めをされているということだと思いますので、田辺委員、錦澤委員のご指摘のとおりそうした先住民族の認識が読み取れるよう論点に記載したいと思います。

○原嶋委員長 田辺委員、いかがですか。

○田辺委員 良いと思います。

○錦澤委員 こちらでいいと思います。

○原嶋委員長 確かに一部変わっているんですけども、それが手続をやり直すほど重大かどうかということについては、認識が違うということでもあります。いずれにしても、今回、論点として挙げた一つの趣旨としては、FPICのConsentとConsultationについて、今後JICAの事業の中で二つ重なってまいりますので、各委員の皆様にはそれぞれ注意していただいて、何をもってConsultationか、何をもってConsentかについてはちょっと経験の蓄積が必要だと思います。ご注意ください、注目していただきたいと思いますので、審査部のほうもよろしくお願いします。

ということで、以上で助言と論点、おおむねファイナライズされたと思いますけれども、何か最後ありましたら、ご意見、繰り返しになりますけれども、石田委員、源氏田委員、阿部貴美子委員、まずよろしいでしょうか。それに加えて、ほかの委員の皆様、何かありましたら、頂戴したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○石田委員 参加がいろいろな事情で遅れてしまって、私が起案したような助言や論点の例えば2番のところに關しては、特にご質問はいただけていないので、私は安心していいのでしょうか。

○原嶋委員長 安心していいです。

○石田委員 ありがとうございます。

○原嶋委員長 論点については、最終的にJICAのほうで議事録代わりということでもありますので、ファイナライズしていただくということで、今の趣旨を受け入れていただくということでお願いします。

それでは、助言については今若干一部変えましたけれども、それで確定させていただきたいと思います。論点についても、最終的な修文のところはもう一度確認を取りますけれども、今錦澤委員、田辺委員からご指摘いただいたようなことで、誤解のないようにするということで確定させていただきたいと思いますが、最後になりますけれども、よろしいでしょうか。

JICAのほうもよろしいでしょうか。西井さん、よろしいでしょうか。

○西井 はい、大丈夫です。どうもありがとうございます。

○原嶋委員長 それでは、本件、これで締めくくりとさせていただきます。ちょっと時間がかかってしまって申しわけありません。どうもありがとうございました。

続きまして、二つ目の案件で、インド国のチェンナイ周辺環状道路建設事業、本件につきましては、山岡委員に主査をお願いしております。

山岡委員、ちょっと時間が経ってしまって恐縮ですがけれども、ご説明をお願いしてよろしいでしょうか。

○山岡委員 はい、わかりました。

本事業につきましては、2月3日、2時間半ほどかけて議論いたしました。ワーキンググループの委員としては、小椋委員、貝増委員、鋤柄委員と私山岡です。

これはインド国のチェンナイ周辺環状道路建設事業（フェーズ2）に係る環境レビューについての助言案作成ということで、既に区間の1～4までは先行しているんですが、今回の事業は区間5の新設26.3kmと、先行する区間2～5のETCなどの高度な交通システムを導入するというのがスコープになっております。一部、保全林を通過するということにはなっておりますけれども、JICAガイドラインの保護区には該当しないという、そういう状況です。ただ、住民移転は、後で助言のところで出てきますけれども、ありますので、その対策が問題になるというような状況です。

全部で39の質問、コメントが出されました。

ということで、次、助言案のほうを出していただきますでしょうか。

助言については全部で4点です。

全体事項としては、EIAにおける平均速度の改善に関し、記述がわかりにくいという指摘がありましたので、これを最終版では修正するよう申し入れることということです。この平均速度なんですけれども、結果的にこの事業ができますと、平均速度が14.7km/h。ただこれはこの事業がない場合に比べて0.45%の改善しか見込まれないということで、この数字が非常に小さいということ、及び改善の数値が小さいということ、ここがわかりにくいという指摘だったんですけれども、この数値自体はチェンナイ都市圏全体の道路ネットワークを対象にした数値ということなので、そういう意味で影響が小さいということから、このような小さな数字になったということです。都市圏全体に対する交通重要に対しては1%程度しかないというようなことから、わかりにくくなったということです。

2点目は、トラックやバスの走行路の排水口に堆砂及び油分離槽を設置し、最終的に1.5m以上の落差のある地表水／水路に流入させるということがEIAには記載されていたんですけれども、これは環境レビューのところには記載されていなくて、かなり重要な対策だというふうに思ったわけなんですけれども、記載されていなかったもので、再度協議してEIAの最終版に反映させるように実施機関に申し入れることという助言です。この事業自体、ため池3か所を横断して、盛土によって道路を建設するというような計画です。先ほどのフィリピンの事業でも水質に関して出ていましたけれども、特にそういう水源に直接影響があるところの水質の保全対策というのは重要だと思われるという点もありまして、助言としたということです。

3点目です。3点目は、EIAで原石山との区分が土取り場についてはあまり明確でなかったものから、土取り場の選定とか、掘削後の対策について、これはモニタリングをするという予定にはなっているようなんですけれども、ここも確実な実施を再度申し入れることという助言にしております。大規模な盛土が必要という記載もありますので、かなり土取り場がいろいろな箇所に出てくるのではないかと推定されます。それに対するモニタリングの重要性を述べたものです。

4点目、最後ですけれども、これは社会配慮で、住民移転75世帯が予定されておりますので、これについては被影響者との協議を通じて移転先の選定を支援する、あと既存のコミュニティとの状況を十分勘案して、関係者と十分な協議を行って進めていくことを申し入れるということを助言としております。

引き続いて、論点に移ります。

論点は全部で5点ございまして、1番目と2番目は、生計回復についての論点でございます。1点目は生計回復プログラムの検討ということで、建設時のワーカーの雇用というのはあるんですけれども、永続的な生計回復に資するプログラムや事業を職業訓練のほかに検討すべきではないかという指摘が、委員のほうからありました。JICAからは、被影響者に対して個別にニーズを把握し、職業訓練に加えて農地のあっせんなどの必要な支援を行っていく計画であるということを説明されております。

2番目は、被影響住民の生計回復状況のモニタリングということで、1点目とも関係するんですけれども、生計回復状況を実際にモニタリングするということは、実務上は非常に難しいということではあるんですけれども、農地の一部を事業で用地取得された農家の場合というのは、当該地にとどまるということもあり得るということなので、そういう場合は生計回復の状況をモニタリングするのは可能ではないのかということで、サンプリングも含めたモニタリング手法の検討をお願いしたいという提案が委員のほうからありました。

3点目です。保全林を通るということで、自然環境影響への緩和策のモニタリング等について、補償植林については長期間のモニタリングが必要ではないかということの指摘がございました。先ほどの事業でも同様な論点がありましたけれども、これに対して、JICAのほうからは供用開始後2年間をモニタリング期間とするということを審査で合意している旨の説明がありました。

4点目です。ロードキル緩和策としてアンダーパスの計画があるんですけれども、これは優良事例として発信することを検討してはどうかという提案が委員のほうからありました。これに対して、JICAからは本事業のアンダーパスについてはモニタリングは計画されていないんですけれども、道路メンテナンスの一環としてごみ撤去などのアンダーパスのメンテナンスが行われる計画であるというような説明がありました。

最後、5点目です。道路事業における交通安全ということで、交通量が増加して、速度が向上するという効果がある反面、交通事故の増大ということもあり得るわけですので、委員からシステム上での安全性向上策や交通安全に関する啓発活動等の重要性が指摘されたということでございます。

以上で、助言案及び論点の私からの説明は終わりますけれども、ほかの委員の方から補足がございましたら、よろしくお願いします。

○原嶋委員長 まず、小椋委員、貝増委員、鋤柄委員、補足などありましたら、ご発言をいただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○小椋委員 特にございません。

○貝増委員 特にありません。

○鋤柄委員 特にございません。ありがとうございました。

○原嶋委員長 ありがとうございます。それでは石田委員、どうぞ。

○石田委員 ありがとうございます。本当に単純なことで事実確認のようなものなんですけれども、

勉強のために教えていただきたいことがあります。助言の中に出てきた平均速度が変わるところですね。いただいている回答表の5番、6番、7番でお二人の委員が質問されていて、それを読んだんです。それだとわからないのは、現在のCPRR区間後の平均速度がいくらであって、新しく高速道路化すると平均速度はいくらになるんでしょうかという質問です。

以上です。

○原嶋委員長 もうお一方、長谷川委員からご質問をいただいた後、まとめてお願いしたいと思いますので、長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員 ありがとうございます。これはJICAさんなのか、あるいは委員に質問したらいいのかわかりませんが、今環境レビュー段階なんですけれども、助言の中に表現として時々出てくるEIA最終版というドキュメントですけれども、これはまだ、最終版というのはこれから作られるというふうなことなんでしょうか。ちょっと基本的な質問で申しわけありません。

以上です。

○原嶋委員長 それでは、平均速度の問題と、多分現地国で行われているEIAだと思いますけれども、EIAの手続、これはJICAのほうにお願いしていいですか。どなたでしょうか。小井手さんでいいんでしょうか。

○小井手 JICA南アジア部の小井手と申します。本件を担当している者です。よろしくお願いいたします。

今、石田委員と長谷川委員からいただいたご質問に対して回答をさせていただきます。

まず、平均速度につきましては、現状の区間後は何もない平地になりますので、道路がない状況ですので、区間後の平均速度というものがもともと算出されていない状況です。平均速度につきましては、回答表の中でも記載をしているところですが、平均速度2030年時点で約39km/h、2036年時点で約33km/hというふうになっておりまして、先ほどのお話の中にもありましたチェンナイ都市圏の全体の道路ネットワークの中で見ても平均速度は速いものとなっております。こちら石田委員へのご回答とさせていただきます。

また、長谷川委員からいただいたご質問のEIA最終版のステータスにつきましてですが、こちらは今ドラフトのものとして、インド側が作成をしているものを踏まえて、我々環境レビューの方針を策定しておりまして、この後インド側は我々との議論も踏まえた、それを更新したものを最終化して、先方の中で承認を取るという手続を取っていくことになります。

私のほうから、回答は以上とさせていただきます。

○原嶋委員長 石田委員、長谷川委員、いかがでしょうか。

○長谷川委員 ありがとうございました。勉強になりました。こういった環境レビューの段階では、先方政府が作ったEIAレポートというのは、まだドラフト段階というのが通常なんでしょうか。あるいはケースによっては一応それが終わってしまって、それを見ながらレビューするという、どういうケースが多いんでしょうか。教えてください。

○原嶋委員長 これは審査部のほうへお願いしていいですか。

○高橋 基本的には、相手国政府の承認対象となるEIAの最終ドラフトを基に環境レビューを行うケースが多いと思います。事業実施機関のレベルではEIAの最終化が為されており、それを基にJICAも環境レビューを行います。上位官庁による承認手続が今後進むというステータスのEIAドラ

フトがJICAにも共有され環境レビューが行われることが一般的だと思います。

以上です。

○長谷川委員 ありがとうございます。

○原嶋委員長 石田委員、先にどうぞ。

○石田委員 じゃ、お先に。39とか33という数字が回答表で書かれているのを私も拝見して、それは理解しているんですけども、例えばパワーポイントで示された事前概要説明だと、非常にのどかな感じのところを受けるので、こういうところだともう少しスピードが上がるのかなと思ったので、そういう質問でした。だから思うに、そのスピードを上げることがどうやら目的ではないという理解をしました。ありがとうございます。

以上です。

○原嶋委員長 山岡主査に1個質問なんですけれども、今回、現地のインド側のEIAをこちらのほうで拝見したという形ですけれども、JICAの調査団が仕立てた報告書と、現地で作った場合、どうしても現地で作ったEIAが場合によっては全てではありませんけれども、やや粗雑であるような印象を受ける場合もあるんですけれども、今回、インド側から提出されたEIAのドラフトというのは、山岡委員の経験から見て、クオリティーとしてはどんな感じだったんでしょうか。

○山岡委員 ありがとうございます。かなり詳細なEIAだなというふうな印象は受けております。今回のこのプロジェクトは、割と保護区とかあまり自然環境への影響が少ないものですから、その部分というのはそれほど詳細な検討が逆に必要がないのかなと思うんですけれども、全体に、私の印象では結構詳しく検討されているというふうには思いました。

ほかの委員の方はどうでしょうか。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。ほか、ございますでしょうか。今までのことも含めましてでも結構ですけれども、ありましたらサインを送ってください。

一応それでは、今ワーキンググループのほうでお示しいただいた助言文についてはおおむねご理解いただけたというふうに理解をしておりますので、一応こういう形で確定をさせていただきたいと存じます。

もし何かここでご発言がありましたら、よろしくお願いします。よろしいでしょうか。

石田委員、どうぞ。

○石田委員 委員長、論点のこともお聞きしてよろしいんでしょうか。助言案だけですか。

○原嶋委員長 ちょっと待ってください。まず、小椋委員、どうぞ。

○小椋委員 いいですよ。論点の話であれば、先に石田委員からどうぞお願いします。

○原嶋委員長 石田委員、どうぞ。

○石田委員 ありがとうございます。3番の補償植林のモニタリングはくしくも私も先ほどの案件で、補償植林のモニタリングは若木になるまで見守るべきだということではないかというような指摘させていただいて、こちらでは成林するまでということが書かれているので、なるほどなと思いました。今後、成林のほうをはるかに長期間のモニタリングを、10年以上の単位で、熱帯だからもう少し早いかもしれませんが、必要とすると思うので、そのぐらいの期間についても今後ま

たいつか議論ができればなという気がしました。

以上、感想です。

○原嶋委員長 小椋委員、どうぞ。

○小椋委員 特にコメントとかではなくて、今回、私が助言化しようとしたことがございまして、それに関してJICAさん、あるいは調査団の方が随分インド国の収用制度について詳しくお調べいただいて、ご回答をいただきました。大変ご苦勞をおかけしまして、とても勉強になりました。ありがとうございました。

以上です。

○原嶋委員長 それでは、一応議論も尽くされたと思いますので、助言と論点については、今ワーキンググループのほうでご議論いただいて、ご提案いただいた内容で確定させていただきたいと存じます。

よろしいでしょうか。もしどうしてもご意見がありましたらいただきますけれども、よろしいでしょうか。

JICA、小井手さんのほうはよろしいですか。

○小井手 はい、大丈夫です。ありがとうございます。

○原嶋委員長 それでは、今ワーキンググループのほうでご提案いただいた内容で、助言及び論点については確定をさせていただきます。どうもありがとうございました。

続きまして、環境レビュー方針についてはいかががしますか。高橋さん。ご説明をいただかずにご意見などあればいただくような形でよろしいのでしょうか。

○高橋 はい。差し支えなければそのような形でお願いできればと思います。基本的にはワーキンググループで議論した内容となっております。

○原嶋委員長 それでは今、お手元の資料の中では論点の後に、15ページほどにわたって環境レビュー方針が付記されております。先ほど高橋課長からもご説明があったとおりでございますけれども、この内容についてご確認、必要があればご発言をいただきますので、サインを送ってください。

米田委員、お願いします。

○米田委員 先ほどからお話に出ています保全林についてです。ページでいうと10ページの最初のところに保全林の説明があるんですが、ちょっと意味がよくわからなくて、この保全林は何を目的として設置されているものなのかというところが。この文章は、法律を統合する目的で施行されたものという説明で、ちょっと意味がよくわからないので、そこを説明していただきたいなと思います。

次のポツで、その代わりの場所が必要だということを言っておられますので、何かやっぱり必要な場所なんだろうなと思います。

あと一つ目のポツの一番最後の、「また」という文章から、二次林なのでガイドライン上の保護区には該当しないというふうに読めるんですけれども、そういう規定のようなものがどこかにありましたでしょうかという質問です。

以上です。お願いします。

○原嶋委員長 これは、小井手さんでよろしいのでしょうか。

○小井手 はい。3点目は差し支えなければ審査部のほうでお願いできればと思いますけれども、1

点目、2点目のところで、何を目的としているところなのかとしては、インドのIndian Forest (Conservation) Act 1980というのが、その地域における植生をどう守っていくかということを規定している法律なんですけれども、その中でこのリザーブド フォレストが区間として指定されていて、ただ、植生としては何かIUCNのリスト上で非常にセンシティブなものがあるとか希少生物がいるとかそういったものではないんですけれども、動植物がいますので、その地域でしっかりと保全していこうという目的でインド政府が設置をしているものになります。

ですので、保護区とか生態保全地区みたいなものとは少し違う目的ではあるんですけれども、インド政府の中で、一定の配慮をもって保全をしていこうという目的で設定されていると理解しております。

私からの回答は以上になります。

もう1点の二次林だと保護区に当たらないというふうにどこかで規定されるかというところは、審査部のほうにおつなぎしてもよろしいでしょうか。

○高橋 はい。ちょっと表現が誤解を招く表現だったかもしれないなと思うんですけれども、二次林だから保護区ではないということではなくて、ガイドラインで規定する保護区の要件に当たらないという趣旨でそのように書いてしまっているところかなと思います。わかりづらいというか、誤解を招く表現で大変失礼いたしました。

○米田委員 わかりました。ありがとうございます。一つ目のポツ全体に、最初の保全林の設定の目的ということも含めて、もうちょっとわかりやすく書き直していただけないかなと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。手続的には、EIAの最終的な監督省庁の承認をこれからということですが、それについてはJICAのほうで確認を取るということで、助言委員会は今後これに関与するという機会はあまりないという理解でよろしいのでしょうか。手続的に、多分スコーピングも関与していないと思うんですけれども、教えてください。これは審査部のほうですね。

○高橋 はい。EIA自体は事業実施機関が確認した最終ドラフト案を頂いており、これからそれをベースに環境レビューを行う方針です。相手国政府の承認手続については、合意文書の締結前に承認が行われるようJICAとしてもフォローしてまいります。

また、今後の助言委員会との関係では、LIA調印後になりますが、モニタリング段階でご報告させていただく機会がございます。

以上です。

○原嶋委員長 鋤柄委員、お願いします。

○鋤柄委員 もっと前にお伺いすべきでした。このレビュー方針の全体事項のところに、ワーキングから出た助言1というのが入っていますが、実際にはこの記述、チェンナイ都市圏全体についての平均速度の記述があったのは、14ページの気候変動のところだったと思います。助言自体が全体事項のところに位置づけられたので、この全体事項の先頭に入っていると思いますが、事業コンポーネント、不可分一体事業等の記述に対する助言ではないので、むしろ気候変動のところに置いたほうがわかりやすいと思います。気候変動のほうには移動期間の短縮化ということも書かれてい

ますので、その点を検討していただければと思います。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。それはぜひ修正してください。審査部のほうかな。小井手さん、よろしいですね。

○小井手 はい、大丈夫です。承知しました。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、一応全体を通してご意見を頂戴をしました。先ほど高橋課長からもご指摘がありましたけれども、EIAについてはまた合意文書締結前にご確認いただいたうえで、私ども助言委員会としては、モニタリングの段階でまたご報告いただくような機会があるということでございます。

全体を通じていかがでございましょうか。山岡主査、よろしいでしょうか。

○山岡委員 私からはございません。ありがとうございました。

○原嶋委員長 これまで発言いただいておりますのは、寺原委員、松本委員、あと東委員ですか、もしご発言がありましたら。長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員 すみません、最後に。今の環境レビューの文書の8ページなんですけれども、情報公開というのが8)にあると思うんですが、ここでJICAホームページにEIA、RAPとECが公開済みであるというのが、ちょっと前にはなるんですけれども、こういった類いのものは、ここで対象としていた資料との関連というのはどういうふうになっているんですか。これはまた別のEIAとかRAPなんですか。ちょっと教えてください。

○原嶋委員長 JICAからお願いします。

○小井手 このEIAが公開されたのは2018年になるんですけれども、これがフェーズ1、今対象としている案件の前フェーズプロジェクトの協力準備調査を行った際に、インド側が作成していたEIAをまとめて情報公開をさせてもらって、かつEIAの承認レターを、許認可証も併せて公開をしているものになります。その頃から約四年、五年と時間が経っていますので、EIA、RAPについて、インド側実施機関のほうで更新をしまして、現在そのドラフトをベースに環境レビューの検討をしているという状況です。

従って、中身としては全く別物ではないんですけれども、更新をしているというような関係性になります。

私からは以上です。

○長谷川委員 ありがとうございました。

○原嶋委員長 ありがとうございました。それでは繰り返しですけれども、これまでご発言をいただいておりますのは、東委員、会議室にいらっしゃる寺原委員、松本委員も既に入っているんじゃないでしょうか。もし何かありましたら、どうぞ遠慮なくご発言ください。

寺原委員、どうぞ。

○寺原委員 特にありません。どうもありがとうございます。

○原嶋委員長 東委員、どうぞ。

○東委員 特にございません。ありがとうございました。

○原嶋委員長 松本委員、もしありましたら。

○松本委員 特にはないんですが、ただ、今の長谷川委員のご指摘は結構重要で、これを読んだだけ

ではちょっとわからないところだと思うんですね。EIAが今まだファイナライズされていないという話と、EIAが公開されているというものが確かにこれを読んだだけではわからないので、少し今のご事情をここに書き込んでいただいたほうが誤解がないなというふうに思いました。

以上です。

○原嶋委員長 高橋さん、いかがですか。

○高橋 ご指摘のとおりだと思います。事業部も異存ないと思いますが、当該部分についてそうした背景・事情が分かるよう修文したいと思います。

以上です。

○原嶋委員長 それでは一応、ご議論も尽くしたところだと思いますので、本件、これで締めくくりとしたいと思いますけれども、何かございましたらご発言をお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、本件はこれで助言文書の確定と環境レビュー方針についてのご議論を終了させていただきます。山岡主査、どうもありがとうございました。小井手さんもお苦労さまでした。

それでは、4番目の会合スケジュールということで、審査部のほうでよろしいでしょうか。

○小島 主査の皆様、助言委員の皆様、今日はありがとうございました。

次回全体会合は、年度内最後、3月6日、月曜日、14時からということになります。コロナの状況は緩和されつつあるのかなと思いますが、引き続き今のようなハイブリッドの形で行いたいと思います。実際に会議室で参加いただくと、事務局のほうで右往左往しているのをご覧になることができるかもしれませんが、ではなくて、私自身も直接顔を拝見していない方々、まだたくさんおられますので、会議室での参加も否定するものではないので、ぜひご参加ください。

以上です。

○原嶋委員長 それでは最後になりますけれども、もし全般を通じて、あるいは会議の運営なども含めて何かご発言の必要がありましたら頂戴いたしますので、サインを送ってください。

長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員 どうもありがとうございました。コロナということですずっとリモートでやってきた会議なんですけれども、4月以降、マスク取り外すみたいなことも出ていて、来年度に向けてやはり会議室に集まってやる、やらないというあたりは、何かJICAさんのほうでは方針とか考え方がどうなっているかをお聞かせいただければと思うんですが、よろしくどうぞ。

○原嶋委員長 お願いします。

○小島 まだJICAの中で今後の会議をどう行うか、あるいはコロナ対策をどうするかというところは、特に方針は変わっていません。私自身は先ほど申し上げたとおり、直接やり取りするのもいいのかなと思っているんですが、遠方におられる皆さんもおられますので、ハイブリッドで行うのがいいのかなというふうに考えています。なので、とりあえずは今のままというふうに考えていただいていいのかなと思っています。

一つ、事務局として難しい話があるとする、全ての委員の皆さん、一堂に集まってもらうためには、今私たちがいる会議室より大きい会議室の手配が必要になって、会議室でどれくらい人が入るのかというのは、多分皆さんそれぞれの組織でなれ具合というのがあると思います。今の会議室に助言委員の皆さんが一堂に集まってもらうと密になるというところがありますので、今のような

形で引き続きハイブリッドでやるというのが、運営上も皆さんのご都合上も一番いいのかなというふうに考えています。何か方針に変更がありましたら、できるだけ早く皆さんにお伝えするようにしますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

失礼しました。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。最後になりますけれども、何かご発言の必要がありましたら承りますので、サインを送ってください。

事務局のほう、最後何かありますか。よろしいでしょうか。

○小島 特に私たちからはありません。それぞれの職場で今から帰宅される皆さん、足元、気をつけてということぐらいだと思います。

どうもありがとうございました。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、これで本日の全体会合を終了させていただきます。天候が荒れておりますので、ご注意ください。本日はどうもありがとうございました。

15:35閉会